

【協議事項】(1) 専門分科会長の選出について

○前橋市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により設置する前橋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 法第9条第1項の規定による臨時委員の任期は、3年以内とする。ただし、当該臨時委員に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員が調査審議する特別の事項に関する審議会の会議又は議事については、当該臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(専門分科会)

第6条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 法第11条第1項の規定により、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 法第11条第1項に規定する身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定により、同項各号に掲げる事務を処理し、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定により、同条に規定する事項を調査審議する。

(4) 高齢者福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、高齢者福祉に関する事項を調査審議する。

(5) 地域福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第2条第1項及び第2項に定めるところによる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員。第6項において同じ。)の互選により定める。

5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

6 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

7 前条の規定(民生委員審査専門分科会にあつては、第4項を除く。)は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

- 第7条 令第3条第1項の規定により、障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。
 - 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項に定めるところによる。
 - 3 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
 - 4 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
 - 6 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市規則で定める。